諮問番号：平成２９年度諮問第４４号

答申番号：令和元年度答申第３号

答　申　書

**第１ 審査会の結論**

　大阪府知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成２９年２月１５日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２ 審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）審査請求人の子（以下「本件児童」という。）は、日常生活において、会話は全くできず、身ぶり手ぶりでなんとか伝えている。

（２）書面では○○ｄｂで基準の９０ｄｂに満たないが、会話ができず、一般の保育園に入れず、審査請求人がつきっきりの状態で、○○の協力も得ながらやっているが正直いっぱいいっぱいである。

（３）イヤーモールドの作り直し、手話やいろんな事を学ぶための学費、病院の通院にかかる費用等、出費も多くつらい。

（４）右耳はスケールアウト、全くきこえず、左耳は○○ｄｂでたった○ｄｂの事でも受給資格がないのか。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３ 審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却が妥当である。

２　審理員意見書の理由

（１）審査請求人が有期再認定請求の際に処分庁に提出した平成２８年１２月２１日付け特別児童扶養手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）において、⑩障害の状態（１）聴覚の障害で聴力レベルは「右○○○○○ｄＢ　左○○ｄＢ」と記載され、最良語音明瞭度については記載がない。本件診断書の内容を、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定について（昭和５０年９月５日付け児発第５７６号厚生省児童家庭局長通知）の別紙特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定要領（以下「別紙認定要領」という。）の別添１特別児童扶養手当　障害程度認定基準（以下「障害程度認定基準」という。）に掲げる２級の認定基準である「両耳の聴力レベルが９０デシベル以上のもの」（以下「前者」という。）又は「身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（以下「後者」という。）と照らし合わせると、本件児童は⑩障害の状態（１）聴覚の障害において「左　○○ｄＢ」とあることから、２級の認定基準の前者には該当しない。

（２）また、２級の認定基準の後者について、具体的には「両耳の平均純音聴力レベル値が８０デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が３０％以下のもの」と規定されており、本件診断書において、両耳の平均純音聴力レベル値は８０デシベル以上であるが、最良語音明瞭度については記載がない。最良語音明瞭度については、処分庁の提出書類である、「＜別紙１＞診断書判定について」によると、「本件児童の年齢（○歳）では成長に差があり、検査ができていないとしても不思議ではないことから、本検査欄に記載がないことは診断書の不備とは言えないと解している。」とあることから、本件診断書の記載内容をもって判断すると、２級の認定基準に該当しているとは言えない。

（３）審査請求人は審査請求書において、本件児童及び審査請求人の生活状態等について述べ、「左耳は○○ｄｂでたった○ｄｂの事なのです。」との記載があるが、本件診断書においては「左　○○ｄｂ」であり、本件児童の障害の状態は２級の認定基準を満たしておらず、本件診断書をもって別紙認定要領３の障害の状態を審査する医師（以下「判定医師」という。）の審査判定に基づいた本件児童の障害の状態が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和５０年政令第２０７号。（以下「令」という。））別表第三に定める障害等級の２級に該当しないとして行った本件処分は、違法又は不当なものであるということはできない。

（４）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（５）以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、本件審査請求は棄却が妥当である。

**第４ 調査審議の経過**

　平成３０年１月２４日　　　諮問書の受領

　平成３０年１月２５日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：２月１３日

口頭意見陳述申立期限：２月１３日

　平成３０年２月５日　　　　第１回審議

　平成３０年２月９日　　　　審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：平成３０年３月１５日付け子家第４６４７号。以下「回答書」という。）

　平成３０年３月２３日　　　第２回審議

　平成３０年５月９日　　　　第３回審議

　平成３０年１０月２５日　　第４回審議

平成３０年１１月９日　　　第５回審議

平成３１年４月１８日　　　第６回審議

令和元年５月３０日　　　　第７回審議

**第５ 審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）特別児童扶養手当等の支給に関する法律

第２条　この法律において「障害児」とは、２０歳未満であつて、第５項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。

２－４　（略）

５　障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから１級及び２級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

（２）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

第１条　（略）

２　（略）

３　法第２条第５項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第三に定めるとおりとする。

別表第三（第１条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　級 | 一－十一 | （略） |
| ２　級 | 一  二  三－十四  十五  十六・十七 | （略）  両耳の聴力レベルが９０デシベル以上のもの  （略）  前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの  （略） |

（３）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定について（抜粋）

別紙　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定要領

１　この要領は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（中略）別表第三に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであること。

３　障害の状態を審査する医師について

(1) 都道府県又は指定都市においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師を置くこと。

４　障害の認定に係る診断書等について

(1) 各傷病についての特別児童扶養手当認定請求書に添付する診断書は、別添２「特別児童扶養手当認定診断書」によること。

別添１　特別児童扶養手当　障害程度認定基準

第２節　聴覚の障害

聴覚の障害による障害の程度は、次により認定する。

１　認定基準

施行令別表第三に定める障害の程度は、次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 障害の程度 | 障害の状態 |
| １級 | （略） |
| ２級 | 両耳の聴力レベルが９０デシベル以上のもの |
| 身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの |

２　認定要領

聴覚の障害による障害の程度は、純音による聴力レベル値（純音聴力レベル値）及び語音による聴力検査値（語音明瞭度）により認定する。

(1) 聴力レベルは、オージオメータ（ＪＩＳ規格又はこれに準ずる標準オージオメータ）によって測定するものとする。（後略）

(4) 「身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、両耳の平均純音聴力レベル値が８０デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が３０％以下のものをいう。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び回答書によれば、以下の事実が認められる。

（１）本件診断書には、「⑩障害の状態（平成　年　月　日現症）」の（１）聴覚の障害」に次の記載がある。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | | 聴 力 レ べ ル |
| 検査名及び検査年月日 | オージオメータ  2016年９月２日 | 右○○○○○db　　左○○db |
| （中略） | | |
|  | | 最良語音明瞭度 |
| 年　　月　　日 | | 右　　％　　左　　％ |

（２）本件診断書の「⑪現症時の日常生活活動能力」に、「○○○○○○○○○○○○○○○○」と記載されている。

（３）本件診断書の「⑫予後」に、「○○○○○○○○○○○○」と記載されている。

（４）本件診断書（裏面）には、「注意」の４において「（４）⑩の（１）の欄の「最良語音明瞭度」は「聴力レベル」が９０デシベルに満たない場合についてのみ検査成績を記入してください。（後略）」と記載されている。

（５）判定医師が非該当と判定した過程について、平成２９年１月２４日に処分庁が判定医師から聞き取った記録（＜別紙１＞診断書判定について）によれば、「最良語音明瞭度については、本件児童の年齢（○歳）では成長に差があり、検査ができていないとしても不思議ではないことから、本検査欄に記載がないことは診断書の不備とは言えないと解している。」とした上で「記載がないことをもって障害認定基準を満たしているとは言えないと考えるため、２級基準の後者にも該当しない。」と記載されている。

（６）回答書によれば、審査会からの質問「最良語音明瞭度の検査が実施できない、又はできたとしても有意な結果を得られないと医師が判断して実施しない等のケースの場合、障害程度認定基準の認定要領に基づく２級の認定は、仕組上あり得ないことになると考えるが、この検査が実施できない申請者を対象から除外することも想定しているか。」に対し、処分庁は「障害程度認定基準の認定要領の考え方について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係に確認したところ、『年齢で対象者を除外しているわけではないが、今回の事例のようにオージオメータは検査できるが、最良語音明瞭度の検査ができないということもありうるので、結果的には認定が受けられないケースも出てくる。』と口頭での回答を得た。」と回答した。

（７）回答書によれば、審査会からの質問「『身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの』に該当する要件として、両耳の平均純音聴力レベル値及び最良語音明瞭度以外の事情は考慮せず、申請者が２級に該当するかの認定作業が行われているのか。」に対し、処分庁は「今回のケースは障害程度認定基準の認定要領に明確に示されているので、障害程度認定基準の認定要領に沿って判定している。（その他の事情は考慮していない。）」と回答した。

３　判断

（１）本件診断書における⑩障害の状態の（１）聴覚の障害欄に記載されている聴力レベルは「右○○○○○ｄｂ、左○○ｄｂ」であり、障害程度認定基準第２節１の２級の「両耳の聴力レベルが９０デシベル以上のもの」に該当しないことが認められる。

（２）障害程度認定基準第２節２（４）の「両耳の平均純音聴力レベル値が８０デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が３０％以下のもの」について、処分庁は、本件診断書に最良語音明瞭度の検査結果が記録されていないことをもって障害程度認定基準を満たしていないと判断している。特別児童扶養手当は２０歳未満の者を対象としており、対象者の年齢によっては最良語音明瞭度の検査が実施できないことが想定されるが、障害程度認定基準には最良語音明瞭度の検査が実施できない場合の他の検査方法等は示されておらず、かつ、上記第５の２の（６）に記載したように、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係が「今回の事例のようにオージオメータは検査できるが、最良語音明瞭度の検査ができないということもありうるので、結果的には認定が受けられないケースも出てくる」との見解を有していることも考え合わせると、処分庁が最良語音明瞭度以外の検査方法等をもって判定しなかったとしても障害程度認定基準の適用を誤ったものとまではいえない。

（３）これらのことから、上記第５の１の法令等の規定に沿って、本件児童に係る特別児童扶養手当認定が行われたものと認められることから、本件処分の基礎とされた本件診断書の作成時点において、本件児童の障害の状態は法令等の規定の基準を満たしていないものとして令別表第三に定める障害等級の２級に該当しないと判定した本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

（４）なお、審査請求にあたり審査請求人から平成２９年３月１日付け本件児童のオージオグラムが提出され、これによれば本件児童の左耳の聴力レベルは○○ｄｂとの記載があるが、別紙認定要領４において障害の認定に係る診断書等については特別児童扶養手当認定診断書によることとされており、また、本件処分時の本件児童の障害の状態を表すものでないことから、上記判断を左右するものではない。

（５）以上より、本件審査請求は棄却されるべきである。

**第６ 付言**

障害程度認定基準は、令別表第三の「身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に相当する程度の障害の認定基準を定めたものであり、潜在的に障害等級の２級に相当するにもかかわらず幼少であること等によって最良語音明瞭度の検査が実施できない場合、認定がなされない可能性も否定できない。障害程度認定基準において、最良語音明瞭度の検査が実施できない場合の判定方法を規定するなどの配慮があることが望ましい。

大阪府行政不服審査会第４部会

委員（部会長）松村　信夫

委員　　　　　衣笠　葉子

委員　　　　　野田　崇